

宮崎県公報

平成30年2月19日(月曜日) 第 2971 号

発 行 宮 崎

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

次 目

示 ○土砂災害警戒区域の指定………………(砂防課) 1 ○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し……(会計課)4 ○平成30年度における特定調達契約に係る競争入

札参加資格等………………………(物品管理調達課) 4 頁 ○大規模小売店舗の変更に関する届出 (商工政策課) 6 ○争議行為の通知················(雇用労働政策課) 6 公安委員会規則

部を改正する規則…………7

所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一

氚

宮崎県告示第 327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす る。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	
新富町	鬼付女	I - 1 - 1074	急傾斜地の崩壊
	栗野田	$\Pi - 1 - 6117$	急傾斜地の崩壊
	下野地-1	II - 1 - 6118	急傾斜地の崩壊
	下野地-2	$\Pi - 1 - 6119$	急傾斜地の崩壊
	弁指-1	II - 1 - 6120	急傾斜地の崩壊
	弁指 - 2	Ⅲ — 1 —9568	急傾斜地の崩壊
木城町	下中八重谷南谷川	08- 404-1- 001	土 石 流
	下中八重谷北谷川	08- 404-1- 002	土 石 流
	弓木谷川	08- 404-2- 006 -新①	土 石 流
	春 山 川	08- 404-2- 010	土 石 流

山下谷川	08-404-2-011	土	石	流
白木八重谷 川-新①	08- 404-2- 012 -新①	土	石	流
白木八重川	08-404-2-013	土	石	流
白木八重南川	08- 404-2- 014	土	石	流
上河内川	08- 404-2- 020	土	石	流
鵜懐	I - 1 - 1091	急傾	斜地の	崩壊
鵜懐-新①	I-1-1091-新①	急傾	斜地の	崩壊
鵜懐-新②	I − 1 − 1091−新②	急傾	斜地の	崩壊
鵜懐-新③	I − 1 − 1091−新③	急傾	斜地の	崩壊
鵜懐-新④	I − 1 − 1091−新④	急傾	斜地の	崩壊
大 原	I - 1 - 1092	急傾	斜地の	崩壊
弓 木	II — 1 —1086	急傾	斜地の	崩壊
鹿 遊	II — 1 —1089	急傾	斜地の	崩壊
枦ヶ八重- 1	П — 1 —6149	急傾症	斜地の	崩壊
枦ヶ八重- 2	II — 1 —6150	急傾	斜地の	崩壊
枦ヶ八重- 2-新①	Ⅱ-1-6150-新①	急傾	斜地の	崩壊

1 794 00	1 2 73 10	口(万唯口) 为 23.	· · ·
	大谷-1	II - 1 -6152	急傾斜地の崩壊
	城	II - 1 - 6153	急傾斜地の崩壊
	浜 口	II — 1 —6154	急傾斜地の崩壊
	永 住	II - 1 - 6155	急傾斜地の崩壊
	永住-新①	Ⅱ-1-6155-新①	急傾斜地の崩壊
	荒谷-1	II - 1 - 6156	急傾斜地の崩壊
	荒谷-2	II - 1 - 6157	急傾斜地の崩壊
	岩戸 - 4	$\Pi - 1 - 6162$	急傾斜地の崩壊
	弓木 - 1	II - 1 -6181	急傾斜地の崩壊
	筧木 - 1	II - 1 -6184	急傾斜地の崩壊
	屋敷原	II - 1 -6187	急傾斜地の崩壊
	長 越	II - 1 -6188	急傾斜地の崩壊
	下谷内-1	II - 1 -6190	急傾斜地の崩壊
	下谷内-1-新①	Ⅱ-1-6190-新①	急傾斜地の崩壊
	下谷内-2	II - 1 - 6191	急傾斜地の崩壊
	神前	$\Pi - 1 - 6192$	急傾斜地の崩壊
	尾 崎 - 1	II - 1 -6193	急傾斜地の崩壊
	尾崎-2	II - 1 -6194	急傾斜地の崩壊
	宮 迫	II - 2 - 0376	急傾斜地の崩壊
都農町	前 田 川	08-406-2-006	土 石 流
	長野川	08- 406-2- 008	土 石 流
	山下	I - 1 -1108	急傾斜地の崩壊
	藤見	I — 1 —1111	急傾斜地の崩壊
	長 野	I - 1 -2118	急傾斜地の崩壊
	宮 野 尾	I - 1 - 3404	急傾斜地の崩壊
	南原	II - 1 - 6271	急傾斜地の崩壊

境谷-1	II - 1 - 6272	急傾斜地の崩壊
境谷-1- 新①	Ⅱ-1-6272-新①	急傾斜地の崩壊
境谷-2	II - 1 - 6275	急傾斜地の崩壊
寺迫北原	II - 1 - 6276	急傾斜地の崩壊
下原 - 1	II - 1 -6282	急傾斜地の崩壊
内野下原	II - 1 -6287	急傾斜地の崩壊
内野下原-	Ⅱ-1-6287-新①	急傾斜地の崩壊
上中河原	II - 1 -6288	急傾斜地の崩壊
長野下肥- 1	П — 1 —6289	急傾斜地の崩壊
寺 迫	II - 1 - 6290	急傾斜地の崩壊
長野下肥-	П — 1 —6291	急傾斜地の崩壊
下中河原	II - 1 - 6292	急傾斜地の崩壊
駄 床 - 1	II - 1 - 6309	急傾斜地の崩壊
駄床 - 2	$\Pi - 1 - 6310$	急傾斜地の崩壊
師匠田	II - 1 - 6315	急傾斜地の崩壊
山下 - 1	II - 1 - 6317	急傾斜地の崩壊
山下-1- 新①	Ⅱ-1-6317-新①	急傾斜地の崩壊
瓜生尾立	II - 1 - 6327	急傾斜地の崩壊
俵石 - 1	II - 1 - 6335	急傾斜地の崩壊
俵石 - 2	II - 1 - 6336	急傾斜地の崩壊
榎土手-2	II - 1 - 6340	急傾斜地の崩壊
後牟田-1	II - 1 - 6342	急傾斜地の崩壊
後牟田-2	II - 1 - 6343	急傾斜地の崩壊

森	II - 1 - 6346	急傾斜地の崩壊
福原尾村北	II - 1 - 6347	急傾斜地の崩壊
朝草原-2	II - 1 - 6348	急傾斜地の崩壊
下原 - 2	II - 1 - 6349	急傾斜地の崩壊
朝草原-3	II - 1 - 6350	急傾斜地の崩壊
下原 - 3	II - 1 - 6351	急傾斜地の崩壊
朝草原-4	II - 2 - 0386	急傾斜地の崩壊
朝草原-5	II - 2 - 0387	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法 律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり 土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必 要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
新富町	鬼付女	I - 1 - 1074	急傾斜地の崩壊
	栗野田	$\Pi - 1 - 6117$	急傾斜地の崩壊
	下野地-1	II - 1 - 6118	急傾斜地の崩壊
	下野地-2	II - 1 - 6119	急傾斜地の崩壊
	弁指-1	$\Pi - 1 - 6120$	急傾斜地の崩壊
	弁指-2	III − 1 −9568	急傾斜地の崩壊
木城町	春山川	08- 404-2- 010	土 石 流
	山下谷川	08-404-2-011	土 石 流
	白木八重川	08- 404-2- 013	土 石 流
	白木八重南川	08-404-2-014	土 石 流
	上河内川	08- 404-2- 020	土 石 流

	平成 30 年	2 月 19 日 (月曜日)) 第 2971 号
	鵜懐	I - 1 - 1091	急傾斜地の崩壊
	鵜懐-新①	I-1-1091-新①	急傾斜地の崩壊
	鵜懐-新②	I-1-1091-新②	急傾斜地の崩壊
	鵜懐-新③	I-1-1091-新3	急傾斜地の崩壊
	鵜懐-新④	I-1-1091-新④	急傾斜地の崩壊
	大 原	I - 1 - 1092	急傾斜地の崩壊
	弓 木	II - 1 - 1086	急傾斜地の崩壊
	鹿 遊	II - 1 - 1089	急傾斜地の崩壊
	枦ヶ八重- 1	II — 1 —6149	急傾斜地の崩壊
	枦ヶ八重- 2	п — 1 —6150	急傾斜地の崩壊
	枦ヶ八重− 2−新①	Ⅱ-1-6150-新①	急傾斜地の崩壊
	大谷-1	II - 1 - 6152	急傾斜地の崩壊
	城	II - 1 - 6153	急傾斜地の崩壊
	浜 口	II - 1 - 6154	急傾斜地の崩壊
	永 住	II - 1 - 6155	急傾斜地の崩壊
	永住-新①	Ⅱ-1-6155-新①	急傾斜地の崩壊
	荒谷-1	II - 1 - 6156	急傾斜地の崩壊
	荒谷-2	II - 1 - 6157	急傾斜地の崩壊
	岩戸 - 4	$\Pi - 1 - 6162$	急傾斜地の崩壊
	弓木 - 1	II - 1 - 6181	急傾斜地の崩壊
	筧 木 - 1	$\Pi - 1 - 6184$	急傾斜地の崩壊
	屋敷原	II - 1 - 6187	急傾斜地の崩壊
	長 越	II - 1 - 6188	急傾斜地の崩壊
	下谷内-1	$\Pi - 1 - 6190$	急傾斜地の崩壊
	下谷内-1 -新①	Ⅱ-1-6190-新①	急傾斜地の崩壊
_			

宮崎県公報

	十成 30	平 Z 月 19	日 (月曜日) 第 297	/1 万
		下谷内-2	II - 1 -6191	急傾斜地の崩壊
		神前	$\Pi - 1 - 6192$	急傾斜地の崩壊
		尾崎-1	$\Pi - 1 - 6193$	急傾斜地の崩壊
		尾崎-2	$\Pi - 1 - 6194$	急傾斜地の崩壊
		宮 迫	II - 2 - 0376	急傾斜地の崩壊
	都農町	長 野 川	08- 406-2- 008	土 石 流
		山下	I — 1 —1108	急傾斜地の崩壊
		藤見	I — 1 —1111	急傾斜地の崩壊
		長 野	I - 1 - 2118	急傾斜地の崩壊
		宮 野 尾	I - 1 - 3404	急傾斜地の崩壊
		南原	II - 1 - 6271	急傾斜地の崩壊
		境谷-1	II - 1 - 6272	急傾斜地の崩壊
		境谷-1-新①	Ⅱ - 1 -6272-新①	急傾斜地の崩壊
		境谷-2	II - 1 - 6275	急傾斜地の崩壊
		寺迫北原	II - 1 - 6276	急傾斜地の崩壊
		下原 - 1	$\Pi - 1 - 6282$	急傾斜地の崩壊
		内野下原	II - 1 - 6287	急傾斜地の崩壊
		内野下原-	Ⅱ - 1 -6287-新①	急傾斜地の崩壊
		上中河原	II - 1 - 6288	急傾斜地の崩壊
		長野下肥-	II — 1 —6289	急傾斜地の崩壊
		寺 迫	$\Pi - 1 - 6290$	急傾斜地の崩壊
		長野下肥-	II — 1 —6291	急傾斜地の崩壊
		下中河原	II - 1 - 6292	急傾斜地の崩壊
		駄 床 - 1	II - 1 - 6309	急傾斜地の崩壊
		駄床 - 2	II - 1 - 6310	急傾斜地の崩壊
L				

師 匠 田	II - 1 - 6315	急傾斜地の崩壊
山下-1	II - 1 - 6317	急傾斜地の崩壊
瓜生尾立	II - 1 - 6327	急傾斜地の崩壊
俵 石 - 1	II - 1 - 6335	急傾斜地の崩壊
俵石 - 2	II - 1 - 6336	急傾斜地の崩壊
榎土手-2	II - 1 - 6340	急傾斜地の崩壊
後牟田-1	II - 1 - 6342	急傾斜地の崩壊
後牟田-2	II - 1 - 6343	急傾斜地の崩壊
湯ノ本-2	II - 1 - 6345	急傾斜地の崩壊
森	II - 1 - 6346	急傾斜地の崩壊
福原尾村北	II - 1 - 6347	急傾斜地の崩壊
朝草原-2	II - 1 - 6348	急傾斜地の崩壊
下原 - 2	II - 1 - 6349	急傾斜地の崩壊
朝草原-3	II - 1 - 6350	急傾斜地の崩壊
下原 - 3	II - 1 - 6351	急傾斜地の崩壊
朝草原-4	II - 2 - 0386	急傾斜地の崩壊
朝草原-5	II - 2 - 0387	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 329号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り	指定を取り消した売り	指定取消年月
さばき人の名称	さばきをする場所	日
延岡市長	延岡市北浦町古江1930 北浦総合支所内	平成30年2月 19日

宮崎県告示第 330号

平成30年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特

定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。) 並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

なお、申請書類(申請書及びそれに添付する書類をいう。以 下同じ。)を提出する際に、参加希望の入札案件がある場合は 、当該案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26)

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロードすることができる。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通 貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものに は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

- 5 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 有効期間

資格を取得した日から平成32年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成32年7月1日から同月 31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新 の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

半风、	30 年 2 月 19 日	(月曜日)
業種	営 業 種 目	種目
勿品に関する業	文具•事務機器	紙・文具
重		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療•理化学機	医療機器
	器類	理化学機器
	חנדאא	計測機器
		介護福祉機器
	農林水産土木機	農林水産業機器
	長杯小庄上小城 器類	建設土木機器
	材料類	土建用資材
	1/1 作 7 大只	工建用質的 標識
		1311131
		塗料
	### ##################################	諸材
	車両・船舶・航	車両販売・整備
	空機類	船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
		航空写真・マイクロ写真
	薬品類	医薬品
		農業薬品
		化学工業薬品
	燃料類	石油製品
		高圧ガス
	家具木工類	家具・木工
		室内装飾•畳
	寝具•被服類	寝具
		被服•装備品
		消防・警察用品
		靴•鞄
	百貨・日用品類	百貨
		記念品•美術品
		写真・カメラ
		時計•貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
		米帝スポーツ用品
		金物・荒物・雑貨
	## ##	食品
	看板•旗類	看板

宮崎県公報

		旗•染物
	その他	シート・テント
		肥飼料•種苗
		書籍
		古物買受
		その他
サービス(役務	賃貸業務	電算機器
の提供)に関す		事務機器
る業種		その他
	広告•宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理(システム開発
		含む)
		データエントリー
		その他
	その他	クリーニング
		運送
		廃棄物処理
		調査・研究・検査
		保守•点検
		食事・給食
		保険
		文化財保存•修復
		その他

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 学園木花台商業施設
 - 宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

植松商事株式会社 代表取締役 植松孝一 宮崎市橘通西四丁目2番30号

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟北側(駐輪場No.1) 28台

B棟北側(駐輪場No.2) 60台

C棟北側(駐輪場No.3) 20台

合計

108台

(変更後) A棟北側(駐輪場No.1) 26台

B棟北側(駐輪場No.2) 65台 敷地北側(駐輪場No.3) 21台 合計

112台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 2箇所 建物敷地東側及び北側 (変更後) 2箇所 建物敷地東側及び北側

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成30年10月3日
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 平成30年2月3日
- 5 変更する理由

設計の変更により駐輪場の位置及び駐車場出入口位置に変更が 牛じたため。

6 届出年月日

平成30年2月2日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年2月19日から平成30年6月19日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年2月19日から平成30年6月19日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年2月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 争議行為の目的 2018年度賃金および諸要求について
- 2 争議行為の日時

平成30年2月26日 午前8時30分から争議解決に至るまで

- 3 争議行為を行う場所宮崎市大字芳士80番地医療法人清芳会 井上病院内
- 4 争議行為の概要

ストライキを含むいっさいの争議行為

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年2月19日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和44年宮崎県公安委員会規則第8号)の一 部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後				
別表(第2条関係)					別	別表(第2条関係)				
	署名	交番、駐在所等名称		位置		署名	交番、駐在所等名称	位置		
	[略]				[略]					
	宮崎	[略]				宮崎	[略]			
	南警	木花駐在所	[略]			南警	木花駐在所	[略]		
	察署	内海駐在所	司	大字内海		察署				
		[略]					[略]			
	[略]				[略]					
									_	

この規則は、公布の日から施行する。